

令和6年度第1回北本市文化財保存活用地域計画策定協議会

と き 令和6年9月2日（月）
午後2時00分から
ところ 文化センター第5会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委員の委嘱について

4 会長・副会長の選任について

5 報 告

（1）文化財保存活用地域計画について . . . 資料1

（2）北本市の文化財について . . . 資料2

6 議 題

（1）北本市が目指す「理想像」について . . . 資料3

7 そ の 他

8 閉 会

文化財（文化資源）を「保存」・「活用」とは
何でしょうか？

保存

これまで地域の人々によって、大切に守り、伝えられてきた文化財等を、遠い未来までつなげていくこと

— 両 →

← 輪 —

活用

「物や人の機能・能力を十分生かして(効果的に)用いること」

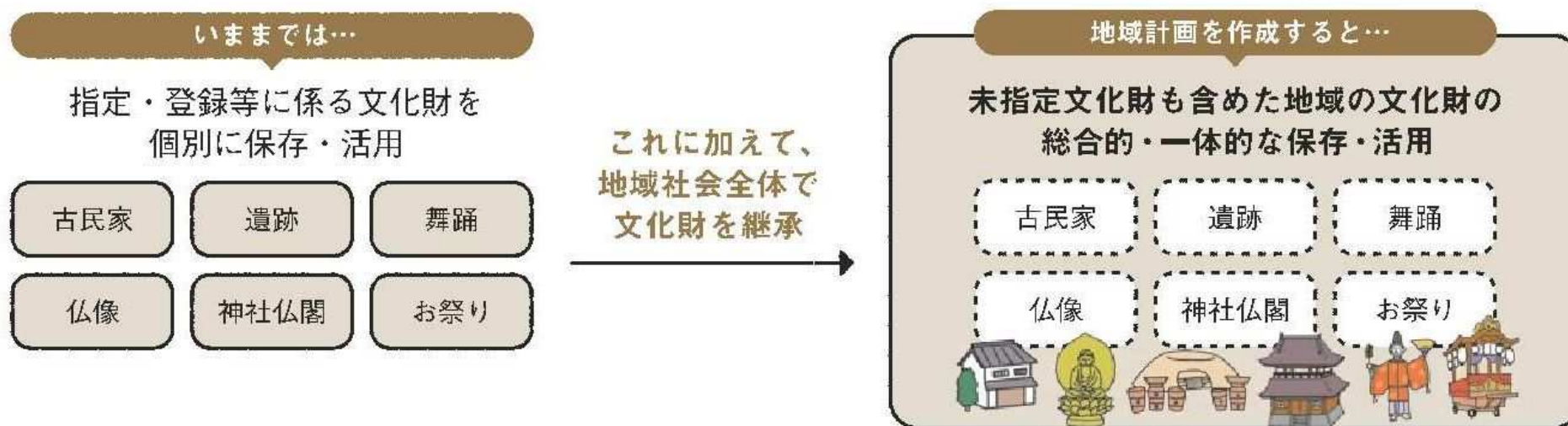
⇒文化財等の魅力を、より多くの人に、より深く伝えていくこと

保護

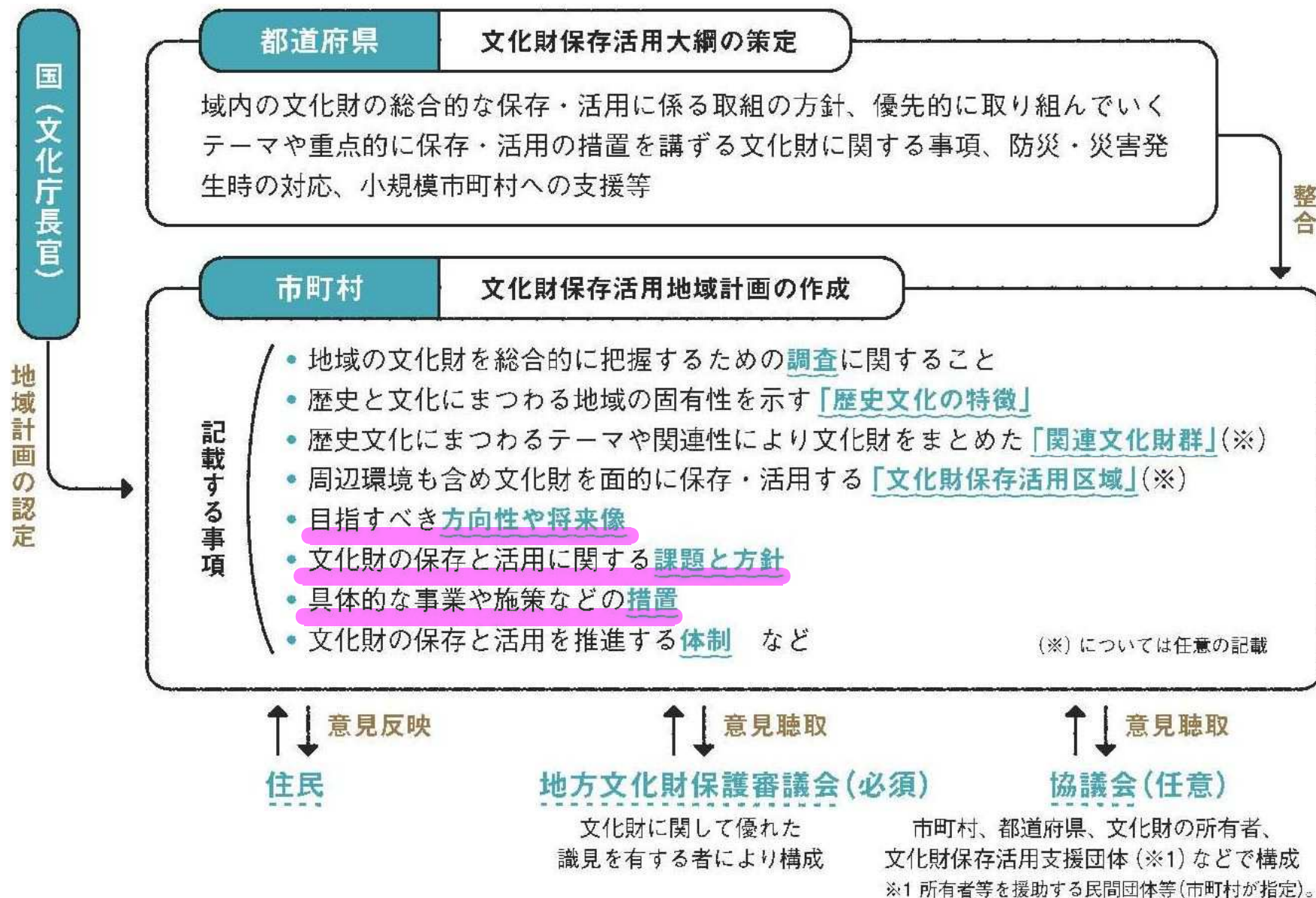
★ 文化財保存活用地域計画とは？

文化財保存活用地域計画は、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画です。市町村の総合計画の下に体系づけられ、文化財保護行政の中・長期の方向性を示すマスタープランと短期に実施する具体的な事業を記載するアクションプラン、両方の役割を担います。地域の歴史や文化にまつわるコンテキストに沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげることができます。

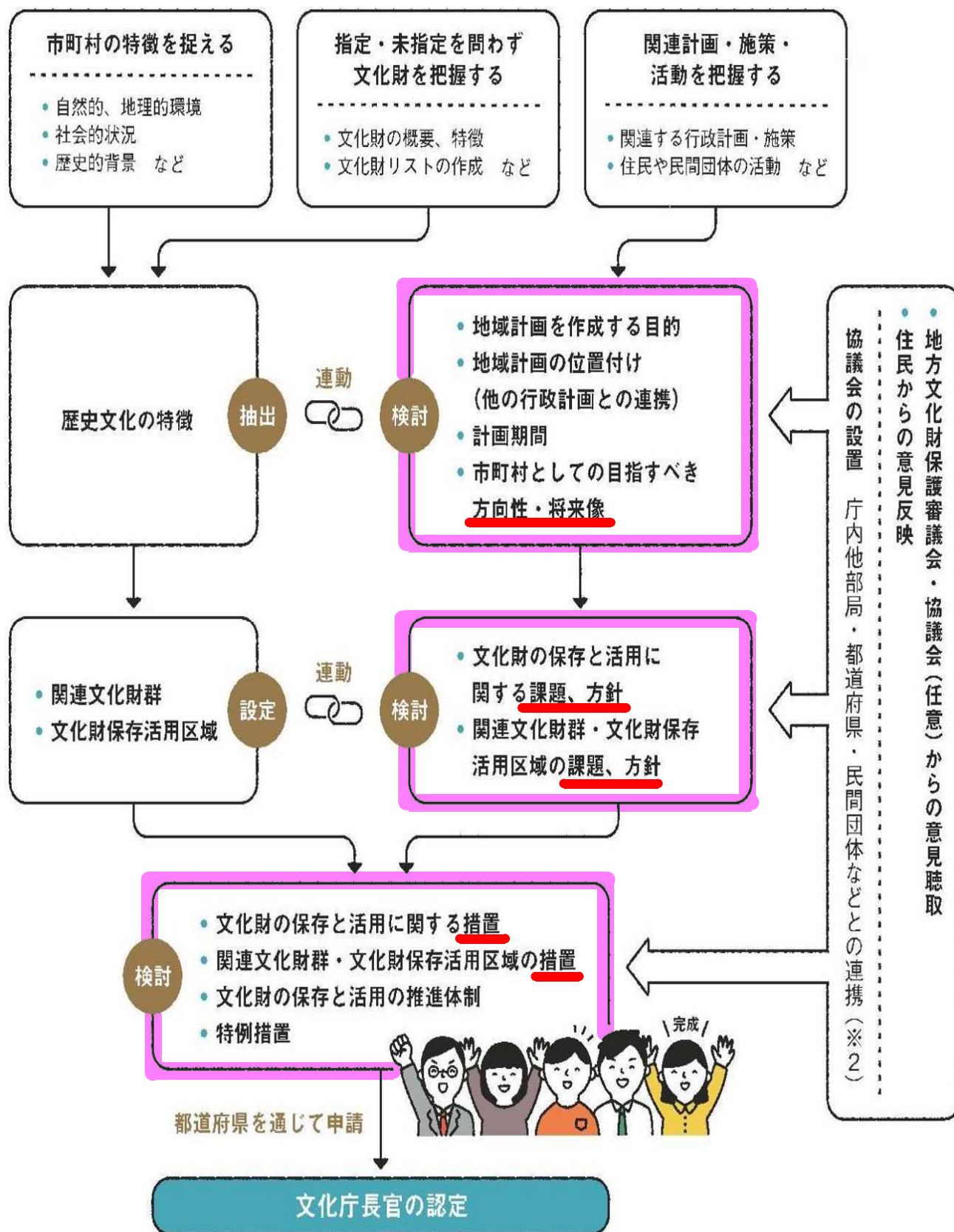
この計画を作成・実施することにより、住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが地域総がかりで文化財を守り、いかし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていくことが期待されています。



★ 文化財保存活用地域計画 策定の流れ



★ 文化財保存活用地域計画 策定の流れ



★ 認定の基準

文化庁長官による認定には次に掲げる要件を満たしていることが必要です。

- ① 文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること
- ② 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- ③ 文化財保存活用大綱が定められているときには、当該大綱に照らし適切なものであること

認定を受けた場合の特例措置

- 国の文化財登録原簿への登録の提案
ボトムアップでの未指定文化財の保護の推進
- 町村への一部事務の権限移譲
認定町村における円滑な計画の実施

★ 計画を策定した自治体を感じた、策定のメリット

- ① 文化財保護におけるビジョンの共有
- ② 中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による計画的な行政運営
- ③ 文化財保護行政への他部局・上層部の理解促進
- ④ 地域計画作成時の連携体制が事業計画の推進に寄与
- ⑤ 住民、関係団体、庁内各課、他地域などとの連携強化

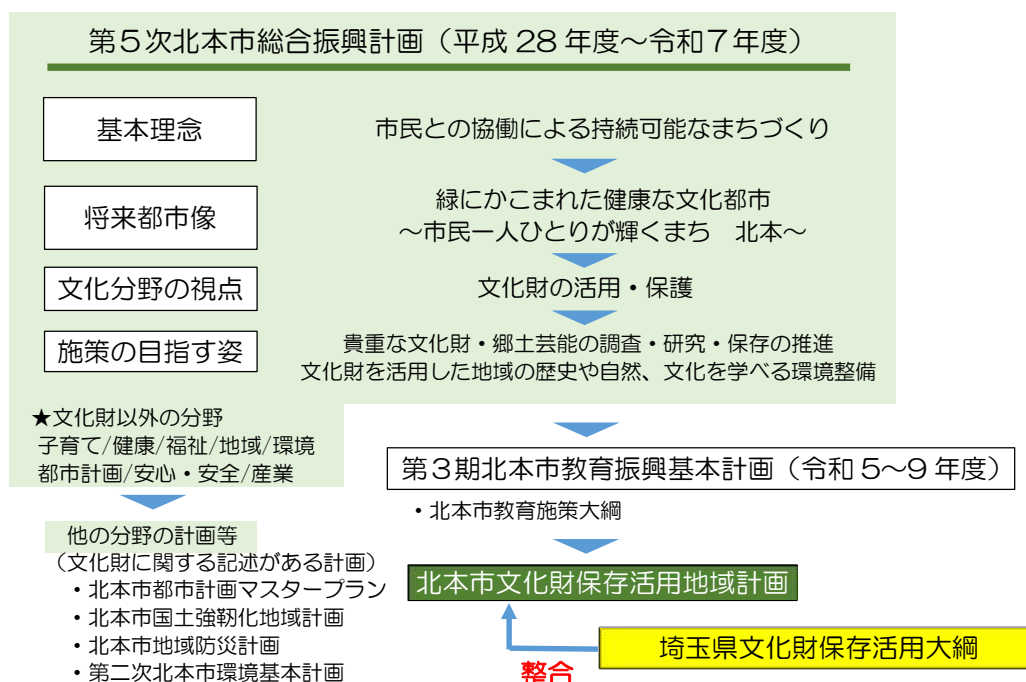
- ⑥ 作成に伴う調査での文化財及び類型を超えた文化的所産の把握
- ⑦ 関連文化財群の設定による地域住民の文化財への興味喚起と交流活性化
- ⑧ 補助率加算などの国庫補助事業における優遇

地域計画認定市町村へのアンケート（2020年10月）より

北本市文化財保存活用地域計画の骨子について

本市における「地域計画」の位置付け

「北本市総合振興計画」および「北本市教育振興基本計画」などを踏まえ、文化財の保存・活用を図りながら、持続可能なまちづくりや、観光、産業の振興を目指します。



計画期間

令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度）の10か年度

地域計画の構成案（文化庁による作成指針構成例を参考に作成）

序章

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画期間
3. 地域計画の位置づけ
4. 本計画における文化財の定義

第1章 北本市の概要

1. 自然的・地理的環境
2. 社会的状況
3. 歴史的背景

第2章 北本市の文化財の概要

1. 指定文化財の概要
2. 未指定文化財の概要

第3章 北本市の歴史文化の特性

第4章 文化財に関する既存の調査

1. 既存の文化財の把握調査の概要
2. 文化財の把握調査の方針・課題

第5章 文化財の保存・活用に関する目標・将来像

1. 文化財の将来像
2. 基本目標と方向性

第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針

1. 文化財の保存・活用に関する課題
2. 文化財の保存・活用に関する方針

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

1. 文化財の保存・活用に関する措置

第8章 関連文化財群の総合的な保存・活用

1. 関連文化財群に関する事項
2. 関連文化財群の保存・活用に関する課題・方針
3. 関連文化財群の保存・活用に関する措置

第9章 文化財の保存活用区域

1. 文化財保存活用区域に関する事項
2. 文化財保存活用区域の保存・活用に関する課題・方針
3. 文化財保存活用区域の保存・活用に関する措置

第10章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 計画の推進体制
2. 事務処理特例の適用を希望する事務

【巻末資料】

- 1 指定等文化財リスト
- 2 未指定文化財リスト
- 3 既存調査一覧
- 4 アンケート結果
- 5 調査の進捗状況
- 6 計画作成の経過
- 7 計画策定委員構成

川越市文化財保存活用地域計画 概要版

「川越市文化財保存活用地域計画」とは

本計画は、川越市における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画です。この計画により、本市の歴史遺産の保存と活用についての目指すべき将来像や今後の方針等を定めます。また「関連文化財群」「文化財保存活用区域」を設定し、“地域総がかり”で文化財の保存・活用を図る体制づくりを目指します。

計画作成の背景と目的

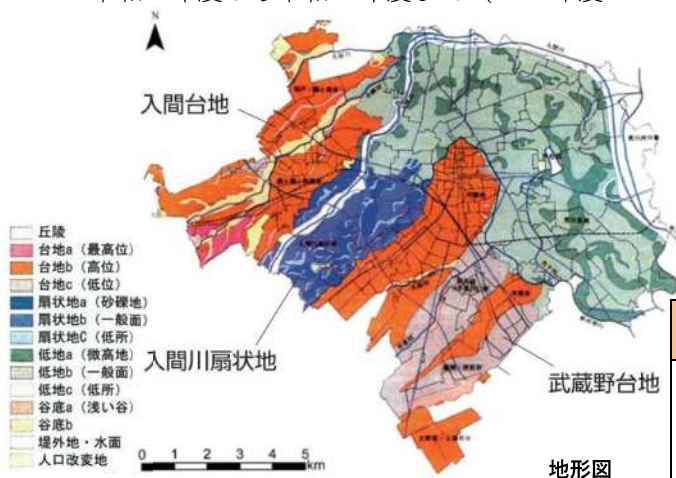
埼玉県の南西部に位置する川越市は、江戸時代に川越藩の城下町として発展し、廃藩置県後の明治時代においても米穀や織物など、様々な物産の集積地として栄えました。大正11年（1922）に県下で初の市制を施行し、その後、昭和30年（1955）に周辺の9か村（芳野村・古谷村・南古谷村・高階村・福原村・大東村・霞ヶ関村・名細村・山田村）を合併して、現在の川越市が誕生しました。

現在も市の中心部に残る江戸時代初期の町割り、明治時代に建造された蔵造りの町家が立ち並ぶ町並みにより、歴史を感じさせる都市として、国内外から多くの観光客が訪れています。一方で、旧城下町以外の歴史遺産については、専門的、計画的な把握調査や情報発信が十分に行われていないことが課題になっていました。

川越市では本計画により、川越市全域の歴史遺産を把握し、地域の歴史をめぐる状況と課題を明らかにすることで、地域の歴史遺産の保存と活用を進めてまいります。

計画期間

令和6年度から令和15年度まで（2024年度～2033年度）の10年間。



地形図

指定等文化財 ... 263件
未指定文化財 ... 1,889件を把握

令和5年4月1日現在

種別	国指定等文化財		県指定文化財		市指定文化財		合計
	種類	件数	種類	件数	種類	件数	
有形文化財	建築物	5	建築物	9	建築物	51	65
	絵画	2	絵画	2	絵画	1	5
	彫刻	0	彫刻	2	彫刻	12	14
	工芸品	3	工芸品	5	工芸品	18	26
	書跡・典籍・古文書	1	書跡・典籍・古文書	7	書跡・典籍・古文書	28	36
	考古資料	0	考古資料	1	考古資料	6	7
	歴史資料	0	歴史資料	1	歴史資料	6	7
	登録有形文化財（建築物）	12					12
無形文化財	重要無形文化財	0	無形文化財	0	無形文化財	0	0
民俗文化財	重要有形民俗文化財	0	有形民俗文化財	1	有形民俗文化財	20	21
	重要無形民俗文化財	1	無形民俗文化財	6	無形民俗文化財	12	19
記念物	史跡	2	史跡	3	史跡	31	36
	名勝	0	名勝	0	名勝	0	0
	天然記念物	0	天然記念物	1	天然記念物	8	9
			旧跡	4			4
	登録記念物	1					1
	文化的景観	0					0
建造物群	重要伝統的建造物群保存地区	1					1
国 合計		28	県 合計	42	市 合計	193	263
		合計 263 件					

※重要美術品2点を追加する場合は、合計265件



川越市の都心からの距離

川越市の歴史文化の特徴

高い山や海がなく、概ね平坦な台地と低地で構成されている川越市。この風土、地形により育まれた本市の歴史文化の特徴は、(1)マチ、(2)ムラ、(3)ミチという三つの構造に分類することができます。

ここで言う「歴史文化」とは、多様な歴史遺産とそれらを生み育んだ自然環境、人的環境、歴史的背景などの総体を指しています。市町村に固有の歴史や文化にまつわる地域的な特徴とされ、その地域の独自性や「らしさ」を示すものです。

1 マチの歴史文化

鎌倉時代の河越氏の居館である河越館跡、戦国から江戸時代にかけての川越城とその城下町など、川越には古くから多くの人が集住した場所が見られます。

江戸時代の川越城があった範囲には、明治時代から現在にいたるまで、市庁舎を始めとする役所が置かれ、また旧城下町の蔵造り町家など、今も川越を語るうえで欠かせない多くの歴史遺産がマチに見られます。



2 ムラの歴史文化

縄文時代から平安時代にかけて、ムラの生活の痕跡が見られます。

再び人々の動きが確認できるのは、主に戦国から江戸時代にかけてです。江戸時代になると、現在の市域に1つの町と92の村が作られました。まさにムラの時代といっても過言ではありません。

明治時代には、これらの村が合併し川越町や芳野村などが生まれました。これらのムラが、川越の生産や工業を支えました。



3 ミチの歴史文化

古代の駅路である東山道武蔵路に面した入間郡家、それを抑えるように設置された河越館跡等、マチとミチとは密接な関係があります。

江戸時代の川越街道や新河岸川等は、川越や江戸のようなマチを結ぶとともに、周辺のムラとも密接につながっています。

流通や交通の結節点である川越の特徴について、マチとムラのそれぞれが有機的に結ばれるミチの要素は不可欠です。



川越市の歴史文化の構成イメージ図

	区 分	凡 例
施設緑地	都市公園	
	公共施設緑地	
	民間施設緑地	
その他の緑	水面：河川・池沼・水路	
	水辺：河岸	
	山林・原野その他これらに類するもの	
	農地・牧草地その他これらに類するもの	

歴史遺産の保存と活用の将来像

古くから研究者や地域の住民たちの地道な活動により、歴史遺産の調査・研究が行われ、そのたびに新たな発見がもたらされました。従来、これらの歴史遺産は所有者や地域の人々を中心に守られてきましたが、今後も守り伝え、活用するためには、地域の人を巻き込んだ新しい取り組みを行う必要があります。本市のさまざまな歴史遺産に対する働きかけが、人と人とを結びつける絆となって、まちづくり・ひとづくりの一翼をになう。本市が目指すべき将来像として、次のとおり設定します。

歴史が人を結ぶまち 川越

歴史遺産の保存と活用に関する課題・方針・措置の例

本計画では将来像にもとづいて、①歴史遺産を知り、掘り起こす、②歴史遺産を守り伝える、③歴史遺産の価値を広める、④歴史遺産とともに歩む、の四つの方向性を打ち出し、歴史遺産の保存・活用を効果的に進めます。また、これら四つの方向性に沿って、歴史遺産の保存・活用に関する課題を確認し、この課題を解決するため、本計画の計画期間において実施する措置を列記しました。

方向性	①歴史遺産を知り、掘り起こす	②歴史遺産を守り伝える	③歴史遺産の価値を広める	④歴史遺産とともに歩む
課題	①歴史遺産に対する現況把握・調査をする必要があります ○指定等文化財は、今後も定期的な現況把握が必要。 ○祭礼山車は、保存・活用に必要図面等の作成が必要。 ○歴史的建造物は、基礎的な資料による詳細把握と、長期的な計画に基づく修理・保存・活用が必要。 …ほか	②歴史遺産の管理・保存修理を強化する必要があります ○適切に歴史遺産を収集・保存・管理することが必要。 ○市が管理する歴史的建造物の計画的な修理工事等の実施が必要。 ○歴史的建造物の防火・防災について、適切な設備配置、防災マニュアル等の整備が必要。 …ほか	③歴史遺産の魅力発信を強化する必要があります ○著名な歴史遺産が市の中心部に偏っており、周辺地域の歴史遺産の周知が必要。 ○来訪者が本市の歴史遺産を知ることができるよう、手軽に情報を収集できる環境が必要。 ○子どもたちが歴史遺産を知る機会を増やすことが必要。 …ほか	④歴史遺産の保存・活用体制を強化する必要があります ○市民協働やボランティア等の事例が少なく、地域住民や団体との連携が不足。 ○歴史遺産の保存・活用のため、専門的な助言を得る機会が必要。 ○地域住民が守りたい歴史遺産を把握できる体制作りが必要。 …ほか
方針	①歴史遺産の現状を把握する調査を行います ○指定等文化財は、定期的に現況を把握する。 ○祭礼山車の調査や実測図面を作成する。 ○歴史的建造物の図面作成や、耐震診断などの調査を実施する。 …ほか	②歴史遺産を適切に管理・保存します ○歴史遺産を博物館等で適切に収集・保存・管理する。 ○市管理の歴史的建造物について適切な保存修理を実施する。また、個別の文化財について保存活用計画の策定を進める。 ○防火・防災設備の定期的な点検や設備の更新等を計画的に実施する。 …ほか	③歴史遺産の魅力について発信し、情報提供します ○複数の歴史遺産を巡る周遊ルートを検討する。また、市中心部以外の地区にある歴史遺産の周知を図るイベントを実施する。 ○IT等の活用で、歴史遺産の情報を簡単に得られるよう工夫する。 ○市内の小中学校の児童・生徒が歴史遺産の理解を深め、郷土に対する愛着・誇りを育める機会を創出する。 …ほか	④歴史遺産を保存・活用する体制を強化します ○市民、諸団体と連携し、歴史遺産の保存・活用を行う。 ○文化財保護審議会などで得た専門的知見に基づき、歴史遺産の保存・活用を行う。 ○市職員以外にも歴史遺産の調査活動を行う人員を確保する。 …ほか
措置の例	4 市指定文化財建造物の調査 市指定文化財建造物の調査を行い、図面のないものは作成します。場合によって耐震診断を行い、計画的な保存修理工事につなげます。 ◆行政・市民・団体・専門家 ◇R9～15	17 原田家住宅の保存修理と活用の検討 市指定文化財原田家住宅について、調査を踏まえた適切な保存修理を行い、活用に向けて検討します。 ◆行政・団体・専門家 ◇R6～15	27 「歴史遺産めぐり」の実施 関係課の協力を得ながら、伝建地区を始めとする市内の歴史遺産を巡り歩くイベントを実施し、市民の関心を高めます。 ◆行政・団体 ◇R9～15	49 「文化財探検隊」の育成と歴史遺産の調査 市内の地区ごとに、市民の活動団体「文化財探検隊」（仮称）を育成し、歴史遺産の把握調査を行います。 ◆行政・市民・団体 ◇R9～15

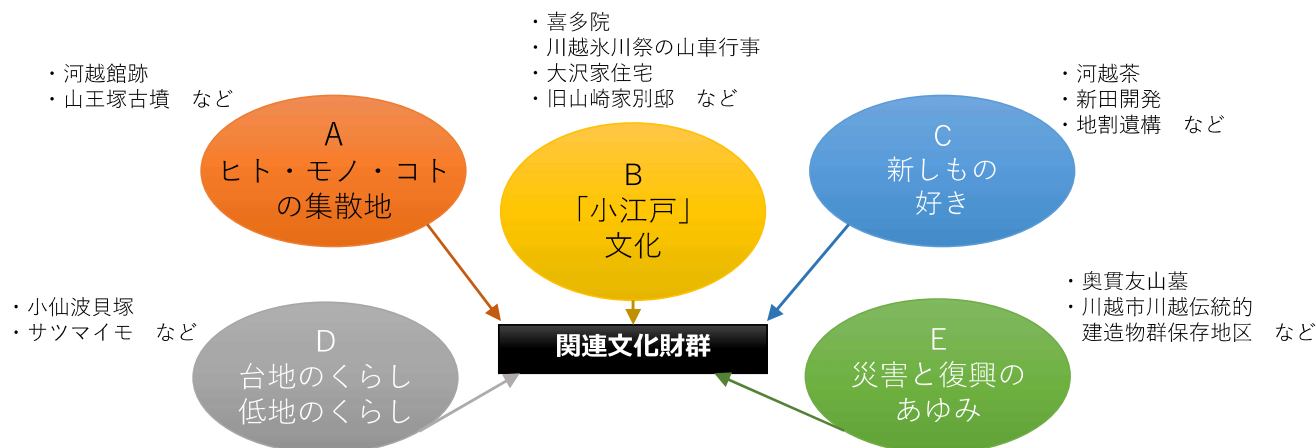
《凡例》◆・・・取組主体、◇・・・取組（実施）期間

関連文化財群による保存と活用

関連文化財群とは、これまで個々の歴史遺産だけで語られてきた地域の歴史を、複数の歴史遺産を結びつけて一つの物語としてまとめたものです。関連文化財群を川越の歴史を語る一つの手法として設定することで、多くの人々にとって、より歴史遺産に対する親しみやすさが増すものと考えます。

本計画ではA～Eの5つの関連文化財群を提示しますが、第1期の計画では、関連文化財群を構成する歴史遺産調査の実施や、関連文化財群自体の周知を図ってまいります。

また、この関連文化財群は現時点での設定であり、今後行われる調査により川越の新たな魅力が発見されることで、その種類は増えていくものと考えます。

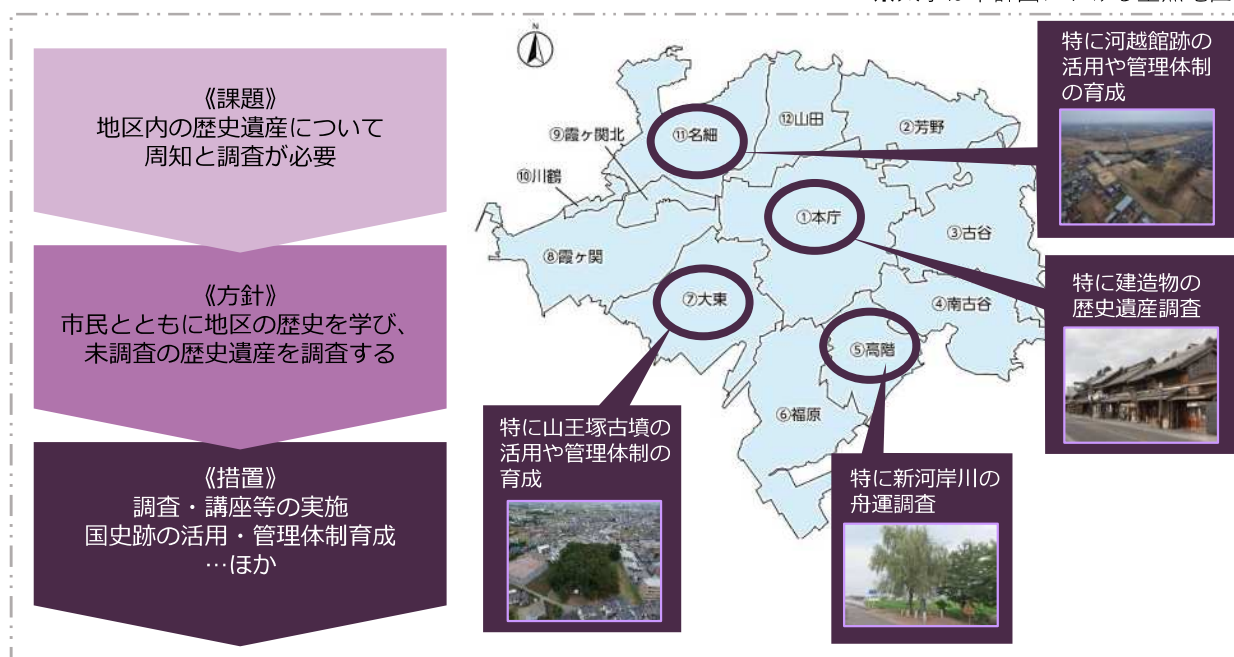


文化財保存活用区域による保存と活用

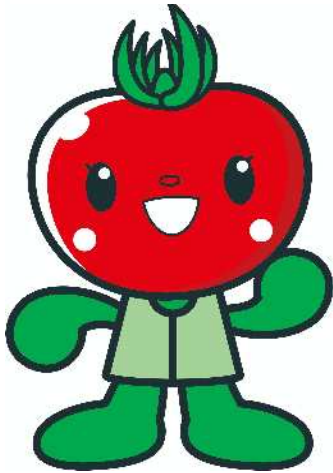
本市には、さまざまな時代にわたって多様な歴史遺産が分布しており、各地区を特徴づけるとともに、現在のすがたを形成する基礎となってきました。歴史遺産の種類や時代性などは、地区によって異なります。現在、市内には①本庁・②芳野・③古谷・④南古谷・⑤高階・⑥福原・⑦大東・⑧霞ヶ関・⑨霞ヶ関北・⑩川鶴・⑪名細・⑫山田の12地区があり、昭和30年（1955）まで市や村であった区域が、今も地区という行政区域の一つとして用いられているところが多くあります。

現在本市では、地域の人たちとともにより良い地域づくりに向けた話し合いを行う場として「地域会議」の設置が地区ごとに進んでいます。この地域会議の枠組みを参考に文化財保存活用区域を設定し、部会等による歴史遺産の調査を通して、地域総がかりで歴史遺産を守る体制を目指します。

※太字は本計画における重点地区



きたもと しぜん れきし ぶんか けしき たからもの
北本の自然・歴史・文化・景色・宝物しらべ



とまちゃん

ちいき
地域のいいところを
おしえてほしいトマ!!

いま、きたもとし
北本市の「いいところ」をさがしているトマ!
ちいき
みんながすんでいる地域で、あなたが

- ・すきなもの、すきなこと
- みらい のこ のこ
・未来に残したいもの、残したいこと
- ・じまんでできるもの、できること
- たいせつ おも おも
・大切だと思うもの、思うこと



しら
を調べて、おしえてほしいトマ!

みんなが書いてくれたシートは、きたもとし みらい
北本市の未来に、とても役に立つトマ!

アンケートのかきかた

- うら
・裏のアンケート用紙に、なまえ がっこうめい がくねん か
名前・学校名・学年を書いてね。
- よ おも え ぶんしょう
・あなたが良いと思うことなどを絵と文章でおしえてね。
- かんせい たんにん せんせい
・完成したら担任の先生に9月6日(金)までにわたしてね。
- おし てんじ し けいかく やくだ
・教えてくれたシートは、展示したり、市の計画に役立てるよ。

連絡先

- ・北本市教育委員会文化財保護課 〒364-8633 北本市本町 1-111
Tel:048-594-5566 Fax:048-593-5985 E-mail:a04700@city.kitamoto.lg.jp

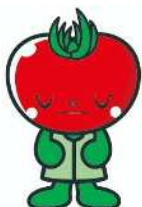


とまちゃん

北本の^{しぜん}自然・^{れきし}歴史・^{ぶんか}文化・^{けしき}景色・^{たからもの}宝物しらべ

^{ちいき}地域のいいところをおしえてほしいトマ!!

^{がっこうめい} 学校名	^{がくねん} 学年	^{なまえ} 名前
^す住んでいる^{ちいき}地域のいいところ ・おしえてほしいのは、^{しぜん}自然や^{れきし}歴史、^{けしき}景色、^た食べもの、^{まつ}お祭りなど、どんなものでもいいです。 ・なぜ、いいと^{おも}思うのか、その^{りゆう}理由もおしえてね!		



おしえてくれてくれてありがとう!

おしえてくれた^{ちいき}地域のいいところを、^{みらい}未来に伝えていくためには、みんなが^{きたもと}北本を好きでいてくれることがだいじトマ!

これからも、その^{きも}気持ちを^{わす}忘れないでほしいトマ!!

北本市の文化財（文化資源）の保存と活用に関して、 思い描く将来像とは何でしょうか？

- ・ これまで北本市域で大切に守り、伝えられてきた文化財等を、遠い未来までつなげていくためには、どのような姿（在り方・体制）になっていたらよいでしょうか？
- ・ 北本市域の文化財等の魅力をより多くの人に、より深く伝えていくためには、どのような姿になっていたらよいでしょうか？

【他自治体の例】

➤ 「歴史が人を結ぶまち 川越」（川越市）

（総合計画「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」を前提に設定）

- 方向性：① 歴史遺産を知り、掘り起こす ② 歴史遺産を守り伝える
 ③ 歴史遺産の価値を広める ④ 歴史遺産とともに歩む

➤ 「東松山の過去を伝え、現在を生き、未来を生み出す文化財 力を合わせて守り伝えよう」（東松山市）

基本理念：みんなで知り、活かし、伝え、守りぬく 東松山の文化財

➤ 「飯能地域遺産を発見し、守り、活用する

地域みんなが愛着と誇りを感じられる、魅力にあふれ活力あるまち」（飯能市）

スローガン：飯能地域遺産をみつけよう まもろう そだてよう

文化財保護課で考えた例

- **地域の住民が主体**となって、市内のかけがえのない歴史文化や自然の保存活用について積極的に提案、実践し、**それを行政や企業が支援**するという持続可能な仕組みが構築されている。
- 活動に関わった住民の輪が広がり、**地域の魅力をさまざまなチャンネルを通じて発信し続けている**。
- すべての活動は「子供」の参加に配慮されており、**子供の視点を大切**にすることで、**将来の担い手につながられている**。
- 「魅力ある地域には必ず**積極的な地域住民の熱のある活動**」があることを前提に、行政はその基盤づくりを支援をすることで、地域の主体者との連携を図れる体制が整っている。
- **民間活力やノウハウ**を最大限に活かし、幅広い文化財の活用について市民、団体、企業、行政との望ましい連携が図られている。
- デーノタメ遺跡を核としてまちづくりの指針、モデルとすることで「**縄文文化都市きたもと**」を実現し、持続可能でSDGsのまちとなっている。
- こうしたまちづくりに共感する人々の交流人口が増え、ひいては**移住、定住者が増加**している。